

米国特許出願のIDS（情報開示義務）制度について

みなとみらい特許事務所

弁理士 辻田 朋子

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワーA 8F 〒220-6008

TEL: 045-228-7531

FAX: 045-228-7532

米国特許出願の出願人、発明者、その代理人等は、自身が知っている特許性の判断に影響を及ぼすと考えられる全ての情報を米国特許商標庁に積極的に開示する義務を負います[※]。開示すべき情報は、一般的には先行技術調査等で見つかった技術文献、特許公開公報等です。また、同じ発明に関する米国以外の特許出願において審査官によって引用された文献も開示すべき情報となります。この開示義務はその米国特許出願が特許となる（又は放棄となる）まで継続します。

米国特許出願の時点で知っている情報については、米国特許出願日から3ヶ月以内、又は最初の拒絶理由通知が発行されるまでに、また、米国特許出願後に知った情報については、その情報を知った日から3ヶ月以内に米国特許商標庁に開示する必要があります。

意図的に開示をしなかった場合、又は開示を怠った場合には、その米国特許出願が特許になったとしても権利行使が出来なくなる可能性やその米国特許が無効とされる可能性があります。

開示すべき情報がございましたら速やかに弊所までお知らせくださいますようお願いいたします。

（[※]米国意匠登録出願の出願人、創作者、その代理人等も同様に情報開示義務を負います。）